

都道府県
各 政 令 市 衛生主管部（局）御中
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課

東京電力株式会社福島原子力発電所の事故による避難者に対する
生活衛生関係営業者の対応について

東京電力株式会社福島原子力発電所の事故に伴い、「福島原子力発電所の事故による避難者に関する旅館業者への周知について」（平成23年3月19日健衛発0319第1号）により各営業者が避難者に対し、いたずらに過剰な反応に陥らないよう周知しています。

平成23年4月22日に、住民の皆さんに計画的な避難をお願いする「計画的避難区域」と緊急時の退避その他の避難の準備が必要な「緊急時避難準備区域」が設定されましたが、下記のとおり、生活衛生関係営業者に対し、利用者の入店や宿泊にご協力いただきますよう、改めてご指導をお願いいたします。

- ① これらの区域からの利用者を受け入れたとしても利用者や営業者等に健康上の影響が生じるおそれはないこと
- ② 受入れに際し、放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと
- ③ 放射線の影響等に関する資料は下記ホームページを参考にする事

（参考）

首相官邸HP 「各省等の放射線モニタリングデータの公表状況について」
<http://www.kantei.go.jp/saigai/monitoring.html>

法務省HP 「放射線被曝についての風評被害等に関する緊急メッセージ」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00008.html